

「JPNICにおけるアドレス空間管理ポリシー(IPv4)」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書
<p>14. IPv4 アドレス空間の移転</p> <p>JPNIC が書面により承諾する IPv4 アドレス空間の譲渡を本項にて「移転」と定義する。</p>	<p><u>14. IPv4 アドレス空間の移転</u></p> <p><u>IPv4 アドレスは、一定の要件を満たすことにより、当初分配を受けた組織から、別の組織へ、ライセンスを譲渡することができる。これをIPv4 アドレス空間の移転と呼ぶ。</u></p>
	<p><u>14.1 IPv4 アドレス空間の移転に関する定義</u></p> <p><u>IPv4 アドレス空間の移転に関わる、JPNIC以外の組織を以下のように定義する。</u></p> <p><u>14.1.1 JPNIC契約組織</u></p> <p><u>以下のいずれかに該当する組織。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・IPアドレス管理指定事業者契約書を締結している組織、または締結しようとしている組織</u></li> <li><u>・プロバイダ非依存アドレス割り当てサービス契約書を締結している組織、または締結しようとしている組織</u></li> <li><u>・歴史的経緯を持つプロバイダ非依存アドレス割り当てに関する確認書を締結している組織</u></li> </ul> <p><u>14.1.2 移転対象レジストリ</u></p> <p><u>RIRまたはJPNIC以外のNIRのうち、国際移転を認めるアドレスポリシーを施行し、かつJPNIC契約組織との移転を双方向で認めているレジストリ。</u></p> <p><u>14.1.3 移転対象レジストリ契約組織</u></p> <p><u>移転対象レジストリからIPアドレスの分配を受ける資格を持つ組織。</u></p>
<p>14.1 IPv4 アドレス空間の移転</p> <p>IPv4 アドレスの移転とは、JPNIC からある組織に対して付与された IPv4 アドレス空間の一部または全てのライセンス先を、別の組織へ変更することを JPNIC が承諾し、その結果を JPNIC のデータベースへ反映することである。</p>	<p><u>14.2 IPv4 アドレス空間の移転の種類</u></p> <p><u>IPv4 アドレス空間の移転は、JPNIC契約組織間で行う移転と、JPNIC契約組織と移転対象レジストリ契約組織間で行う移転の2種類に分類される。</u></p> <p><u>14.2.1 JPNIC契約組織間移転</u></p> <p><u>移転元、移転先ともにJPNIC契約組織となる移転を、「JPNIC契約組織間移転」といい、あるJPNIC契約組織に交付されたIPv4 アドレス空間の一部または全てのライセンスを、一定の要件を満たすことにより、別のJPNIC契約組織へのライセンスに変更することをJPNICが承諾し、その結果をJPNICデータベースへ登録することを指す。</u></p> <p><u>JPNIC契約組織間移転の要件詳細は、「14.3 JPNIC契約組織間移転の要件」を参照。</u></p> <p><u>14.2.2 国際移転</u></p> <p><u>JPNIC契約組織と移転対象レジストリ契約組織間で行う移転を、「国際移転」といい、JPNIC契約組織が移転元となるケースと、JPNIC契約組織が移転先となるケースがある。</u></p>

	<p><u>JPNIC契約組織から移転対象レジストリ契約組織へ移転するケースでは、当該JPNIC契約組織に分配されたIPv4 アドレス空間の一部または全てのライセンスを、一定の要件を満たすことにより、移転先となる移転対象レジストリ契約組織へ変更することを、JPNICと移転対象レジストリの両者が承諾する。また、その結果として、JPNICは、移転するIPv4 アドレス空間をJPNICデータベースから削除し、移転対象レジストリは、当該IPv4 アドレス空間を、移転先を管理者として、自らのデータベースに登録する。</u></p> <p><u>移転対象レジストリ契約組織からJPNIC契約組織へ移転するケースでは、当該移転対象レジストリ契約組織に交付されたIPv4 アドレス空間の一部または全てのライセンスを、一定の要件を満たすことにより、移転先となるJPNIC契約組織へ変更することを、JPNICと移転対象レジストリの両者が承諾する。また、その結果として、移転対象レジストリは、移転するIPv4 アドレス空間を自らのデータベースから削除し、JPNICは、当該IPv4 アドレス空間を、移転先となるJPNIC契約組織を管理者として、JPNICデータベースに登録する。</u></p> <p><u>国際移転の要件詳細は、「14.4 国際移転の要件」を参照。</u></p>
<p>JPNIC による移転の承諾にあたっては、移転元、移転先両者の合意が得られていることを前提とする。移転元および移転先は、両者が移転に合意していることを裏付ける書類を JPNIC に提出しなければならない。</p>	<p><u>14.3 JPNIC契約組織間移転の要件</u></p> <p>JPNICによる<u>JPNIC契約組織間</u>移転の承諾にあたっては、移転元、移転先両者の合意が得られていることを前提とする。移転元および移転先は、両者が移転に合意していることを<u>確認するための書類</u>をJPNICに提出しなければならない。</p> <p><u>JPNICは、次に示す要件を確認した上で、JPNIC契約組織間の移転申請を処理し、データベースの更新を行う。</u></p>
<p>14.1.1 移転対象の IPv4 アドレス空間の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JPNIC 管理下の IPv4 アドレスブロックに含まれる空間であり、移転申請時点で JPNIC と IPv4 アドレスの管理に関する契約締結を行っている組織へ割り振り、または割り当てが行われている空間であること</li> <li>・最小移転サイズは/24 とする</li> </ul>	<p><u>JPNIC契約組織間移転の対象となるIPv4 アドレス空間の要件</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>移転元となるJPNIC契約組織を管理者としてJPNICデータベースに登録されているIPv4 アドレス空間であること</u></li> <li>・<u>最小移転サイズは/24 とする</u></li> </ul>
<p>14.1.2 移転元の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JPNIC と IP アドレスの管理に関する契約締結を行っている以下のいずれかに該当する組織であること <ul style="list-style-type: none"> <li>・IP アドレス管理指定事業者契約書を締結している組織</li> <li>・プロバイダ非依存アドレス割り当てサービス契約書を締結している組織</li> <li>・歴史的経緯を持つプロバイダ非依存アドレス割り当てに関する確認書を締結している組織</li> </ul> </li> <li>・IPv4 アドレス資源の現行の登録先であり、番号資源の利用状況について、いかなる紛争にも関わっていないこと</li> </ul>	<p><u>JPNIC契約組織間における移転元の要件</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>JPNIC契約組織であること</u></li> <li>・<u>移転するIPv4 アドレス空間の管理者としてJPNICデータベースに登録されていること</u></li> <li>・<u>アドレス空間およびAS番号の利用に関してもいかなる紛争にも関わっていないこと</u></li> </ul>

<p>14.1.3 移転先の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JPNIC と IP アドレスの管理に関する契約締結を行っている、または移転結果のデータベースへの反映までに JPNIC と IP アドレスの管理に関する契約締結を行う以下のいずれかに該当する組織であること、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ IP アドレス管理指定事業者契約書を締結している組織</li> <li>・プロバイダ非依存アドレス割り当てサービス契約書を締結している組織</li> <li>・歴史的経緯を持つプロバイダ非依存アドレス割り当てに関する確認書を締結している組織</li> </ul> </li> <li>・有効な JPNIC アドレス空間管理ポリシーに基づき、移転後の IPv4 アドレス空間の管理を行うこと。また、移転を行う IPv4 アドレス空間について、プロバイダ非依存アドレス(PI アドレス)、プロバイダ集約可能アドレス(PA アドレス)、どちらのアドレス種別として管理するのか選択すること。</li> </ul>	<p><u>JPNIC契約組織間における移転先の要件</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>JPNIC契約組織であること。または、移転結果をJPNICデータベースに登録するまでにJPNIC契約組織となっていること</u></li> <li>・ 有効な JPNIC アドレス空間管理ポリシーに基づき、移転後の IPv4 アドレス空間の管理を行うこと</li> <li>・ 移転を行う IPv4 アドレス空間について、<u>「プロバイダ非依存アドレス(PIアドレス)」、<u>「プロバイダ集約可能アドレス(PAアドレス)」、<u>どちらのアドレス種別として管理するのか選択すること</u></u></u></li> </ul> <p><u>上記に加え、JPNIC契約組織間における移転先の要件として、当該JPNIC契約組織間移転で移転されるIPv4 アドレス空間が、国際移転によってJPNICデータベースに登録されたIPv4 アドレス空間である場合に限り、移転申請前に、JPNICから移転可能IPv4 アドレスサイズの通知を受けていることが必須となる。詳細は「14.5 JPNICからの移転可能IPv4 アドレスサイズの通知」を参照。</u></p>
	<p><u>14.4 国際移転の要件</u></p> <p><u>国際移転においても、JPNICによる移転の承諾にあたっては、移転元、移転先両者の合意が得られていることを前提とする。JPNIC契約組織が、移転元あるいは移転先になるいずれの場合も、移転に関する申請書類をJPNICに提出しなければならない。</u></p> <p><u>JPNICは、次に示す要件に基づき、国際移転の申請を処理し、JPNIC管理アドレスに関わるデータベースの更新を行う。</u></p>
	<p><u>国際移転の対象となるIPv4 アドレス空間の要件</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>次のいずれかに該当するIPv4 アドレス空間であること</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>- <u>JPNIC契約組織が移転元となるケースでは、当該組織が管理者としてJPNICデータベースに登録されているIPv4 アドレス空間</u></li> <li>- <u>移転対象レジストリ契約組織が移転元となるケースでは、当該組織が管理者として移転対象レジストリのデータベースに登録されているIPv4 アドレス空間</u></li> </ul> </li> <li>・ <u>最小移転サイズは/24 とする。ただし、移転対象レジストリが、/24 よりも大きいサイズを最小移転サイズとして定めている場合は、当該移転対象レジストリの最少移転サイズに従うものとする</u></li> </ul>
	<p><u>国際移転における移転元の要件</u></p> <p><u>国際移転の場合、移転元の要件は、移転元となる組織が契約しているレジストリがそれぞれ定めるものとする。</u></p> <p><u>JPNIC契約組織が移転元となる場合は、14.3 項にて「JPNIC契約組織間における移転元の要件」として定めた要件が適用される。</u></p>

	<p><u>移転対象レジストリ契約組織が移転元となる場合は、移転対象レジストリが定義している要件が適用される。</u></p>
	<p><u>国際移転における移転先の要件</u></p> <p><u>国際移転の場合、移転先の要件は、移転先となる組織が契約しているレジストリがそれぞれ定めるものとする。</u></p> <p><u>JPNIC契約組織が移転先となる場合は 14.3 項にて「JPNIC契約組織間における移転先の要件」として定めた要件が適用される。これに加え、国際移転の場合、移転先は、移転申請前に、JPNICから移転可能IPv4 アドレスサイズの通知を受けていることが必須となる。詳細は「14.5 JPNICからの移転可能IPv4 アドレスサイズの通知」項参照。</u></p> <p><u>移転対象レジストリ契約組織が移転先となる場合は、移転対象レジストリが定義している要件が適用される。</u></p>
	<p><u>14.5 JPNICからの移転可能IPv4 アドレスサイズの通知</u></p> <p><u>移転申請前に、JPNICから移転可能IPv4 アドレスサイズの通知を受けていることが必須となる場合は、移転先は当該通知を受けるために必要な申請を行い、JPNICに対して以下を示す必要がある。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>移転先がIPv4 アドレスの分配を受けていない場合：</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>- <u>移転を希望するIPv4 アドレスサイズに関する利用計画</u></li> <li>- <u>最長で24ヶ月以内のIPv4 アドレスの利用に関する詳細な計画</u></li> </ul> </li> <li>・ <u>移転先がすでにIPv4 アドレスの分配を受けている場合：</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>- <u>最長で24ヶ月以内のIPv4 アドレスの利用に関する詳細な計画</u></li> <li>- <u>過去の利用率および過去に委任を受けたIPv4 アドレスがJPNICのポリシーに準拠していることの証明</u></li> </ul> </li> </ul> <p><u>JPNICは、上記の内容を精査した上で、移転可能IPv4 アドレスサイズを判断し、移転先に通知する。</u></p> <p><u>なお、移転可能IPv4 アドレスサイズの通知が必要な移転申請にもかかわらず、通知を受けていない場合は、その移転申請は受け付けられない。</u></p>
<p>14.1.4 IPv4 アドレス空間の移転履歴の公開</p> <p>JPNIC は、IPv4 アドレス空間の移転結果をデータベースに反映し、本ポリシーに基づいて行われた移転に関する以下の公開履歴を維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移転元組織名</li> <li>・ 移転元組織への割り振り日または割り当て日</li> <li>・ 移転先組織名</li> <li>・ 移転対象の IPv4 アドレス</li> <li>・ 移転申請完了日</li> </ul>	<p>14.6 IPv4 アドレス空間の移転履歴の公開</p> <p><u>JPNICは、IPv4 アドレス空間の移転結果をデータベースに反映し、本ポリシーに基づいて行われた移転に関する以下の公開履歴を維持する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移転元組織名</li> <li>・ 移転元組織への割り振り日または割り当て日</li> <li>・ 移転先組織名</li> <li>・ 移転対象の IPv4 アドレス</li> <li>・ 移転申請完了日</li> <li>・ <u>国際移転アドレスの該当有無</u></li> </ul>